

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年2月16日

株式会社幸福銀行

I. はじめに

当行は、平成11年5月21日、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会のその旨の申し出を行い、翌日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当行がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成11年8月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った、当行の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

Ⅱ. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

1. はじめに

幸福銀行の金融整理管財人は、金融再生法第18条において当行の旧経営陣すなわち取締役、監査役及びこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから、就任後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また民事責任追及については訴訟代理人である弁護士の補助を受け慎重に検討を重ねました。

当行の行った責任追及に必要な措置は以下のとおりであります。

2. 刑事責任追及について

(1) 特別背任

金融整理管財人は、平成11年9月14日及び同年10月5日付で、大阪地方検察庁及び大阪府警察本部に対し、颯川徳助前社長、颯川勉二前副社長及び颯川徳昭前専務3名の旧経営陣に対し、以下の2件の案件について特別背任で告訴いたしました。

① (株) 総合ハウジング案件 (事件番号平成11年(わ)第4952号)
回収不能が確実な債務者であるにも拘らず、適切な債権保全措置をとらずに肩代わり融資(25億円)した案件

② 幸和不動産(株) 案件 (事件番号平成11年(わ)第5401号)
回収不能が確実な債務者であるにも拘らず、適切な債権保全措置をとらずに漫然と貸付け(約68億円)を継続した案件

(2) 強制執行妨害 (事件番号平成11年(わ)第5646号)

① 平成11年11月2日、大阪地方検察庁及び大阪府警察本部に対し、当行の仮差押執行を妨害した(個人財産の隠匿)ことについて、強制執行妨害罪により告発いたしました。

② 告発対象者 颯川徳助、颯川徳昭の2名

(3) 起訴の状況

① 平成11年10月6日

特別背任により、颯川徳助、颯川勉二の2名を起訴

②平成11年10月26日

特別背任により、穎川徳助、穎川勉二の2名を起訴

③平成11年11月5日

強制執行妨害により、穎川徳助、穎川徳昭の2名を起訴

3. 民事責任の追及について（事件番号平成12年（ワ）第1222号）

金融整理管財人は、平成12年2月8日付で、関連会社に対する融資実行が商法違反であったことにより、穎川徳助、穎川勉二及び穎川徳昭に対し、以下の2件の案件につき、総額73億円余（被告らの預金等との相殺後の損害額）の損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起いたしました。

（1）（株）総合ハウジング案件

損害額 約21億円

訴額 約21億円

（2）幸和不動産（株）案件

損害額 約52億円

訴額 約52億円

4. 保全処分

平成11年8月31日、約2億円余の預金を前記損害賠償請求権と相殺した他、平成11年8月31日から3回にわたって、前記3名の責任財産に対し、仮差押命令申立を行いました。

以上